

令和 7 年度障害者相談支援事業②業務委託に係る
公募型プロポーザル方式実施要領

令和 7 年 1 月 1 7 日

(目 的)

第 1 条 この要領は、志摩市が発注する令和 7 年度 障害者相談支援事業②業務委託（以下「本業務」という。）について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき随意契約を締結するため、本業務に関し提案を求め、最も優れた者と委託契約を締結することを目的とし、公募型プロポーザル方式の実施について必要となる事項を定めるものとする。

(定 義)

第 2 条 この要領において、公募型プロポーザル方式とは、本業務の概要、参加資格等を公表して参加業者を募り、申込者の参加資格を確認し、本業務についての発想、課題解決方法、取組体制等に関する提案書等の提出を求め、提案者の創造性、技術力、経験等を総合的に審査し、本業務の内容に最も適した契約交渉相手方を決定する方式をいう。

(公募型プロポーザル方式の採用)

第 3 条 本業務は、専門的な知識や経験、そして利用者への深い理解が求められ、価格ではなく、事業者の実績、人員体制及びサービス内容などを総合的に評価することで、質の高いサービス提供が見込める事業者を選定する必要がある。

このことから、提案者の創造性、技術力、経験等を総合的に審査し、本業務の内容に最も適した契約交渉相手方を選定することが望ましいため、公募型プロポーザル方式を採用する。

(手続き開始の公告)

第 4 条 市長は、本業務の公募型プロポーザル方式参加業者を募集する場合には、次の事項を公告するものとする。

(1) 障害者相談支援事業②業務委託公募型プロポーザル募集要項（以下「募集要項」という。）

(2) その他必要と認める事項

2 前項に規定する公告は、次に掲げる方法によるものとする。

(1) 志摩市ホームページ

(2) 志摩市健康福祉部地域福祉課窓口での閲覧

(募集要項)

第 5 条 前条第 1 項第 1 号に規定する募集要項には、次に掲げる事項を記載するものとする。

項目		主な内容
1	業務の概要	業務名、業務の目的、業務内容、履行期限など
2	見積限度額	見積限度額
3	実施型式	公募型プロポーザル方式
4	参加資格	必要な参加資格
5	参加申込及び資格審査	参加申込書類の提出方法、提出先及び提出期限
6	スケジュール	全体スケジュール、受託候補者の決定までの手続きの流れ
7	提案書類の作成及び提出方法	提案書の提出方法、提出方法、注意事項及び受付期間
8	審査方法	審査の項目・配点、審査型式（ヒアリング、プレゼンテーション等）、開催日時、場所など
9	質問及び回答	質問方法、受付期間及び回答方法など
10	契約手続等	契約交渉相手方等の決定、審査結果の通知等
11	書類提出先及び問合せ先	担当所属名、連絡先
12	提出書類及び審査内容の公表又は非公表の別	公表又は非公表の別
13	提案に係る費用の負担に関する事項	必要経費の負担
14	その他	辞退、失格事項、提出書類の取扱いなど

(参加資格要件)

第 6 条 本業務のプロポーザルに参加する資格を有する者は、募集要項の公告日から契約締結日までの間、次の各号の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 令和 7 年 2 月 1 日現在で志摩市競争入札資格者名簿（志摩市契約規則（平成 16 年志摩市規則第 69 号）第 3 条第 2 項に規定する競争入札資格者名簿をいう。）において、募集要項に定める対象業種（部門）で登録されていること。
- (3) 志摩市建設工事等指名停止措置要綱に基づく指名停止措置期間中でないこと。
- (4) 手形交換所により取引停止処分を受ける等、経営状態が著しく不健全なものでないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号。）に基づく会社更生手続開始若しく

は更生手続開始の申立てがなされている場合又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号。）に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立てがなされている場合にあっては、一般(指名)競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けていること。

(6) その他募集要項で示した要件を満たしていること。

(失格基準)

第 7 条 次の事項のいずれかに該当した場合は、その者の本業務への参加資格を満たさなかったものとみなし、失格とする。

- (1) 募集要項に定められた参加資格要件を満たさないとき。
- (2) 募集要項に定められた提出方法によらず提案書類が提出されたとき。
- (3) 募集要項に定められた受付期間までに提案書類が提出されなかったとき。
- (4) 募集要項により提出を求められた諸様式について、記載すべき事項が記載されていないとき。
- (5) 提出を求められた諸様式について、虚偽の内容が記載されていることが判明したとき。
- (6) 本業務のプロポーザル手続きにおいて、不正行為が行われたことが判明したとき。
- (7) その他本要領、募集要項に違反する等、本業務の実施にふさわしくない行為が行われたとき。

(参加申込書の提出等)

第 8 条 本業務のプロポーザルに参加する者は、参加申込書(様式第 1 号)、その他募集要項に定められた書類を提出するものとする。

2 参加申込書の提出方法、提出場所及び受付期間は募集要項に明示する。

(資格審査)

第 9 条 参加申込書を提出した者の参加資格を審査し、その結果を書類審査による選定通知書(様式第 5 号)により通知する。

(参加辞退)

第 10 条 前条により本業務の参加申込みを行った者は、随意契約の相手方が決定するまでは、いつでも参加を辞退することができる。この場合には、公募型プロポーザル辞退届(様式第 10 号)を志摩市健康福祉部地域福祉課へ提出するものとする。なお、辞退した者については、これを理由として以後の入札参加資格等について不利益な取り扱いを受けるものではない。

(受託候補者の決定)

- 第 11 条 障害者相談支援事業②業務プロポーザル方式選定委員会(以下「選定委員会」という。)は、別に審査要項を定め、提案者の提案書類、本業務に対する提案者の意欲、理解力及び提案内容をより理解するためのヒアリング等を行い、審査基準に基づき点数化して評価し、順位が最上位の者を本業務の受託候補者として、随意契約の交渉相手方に決定するものとする。
- 2 選定委員会は、審査が完了した場合は、その結果を指定した期日までに提案者全員に公募型プロポーザル審査結果通知書(様式第 9 号)により通知するものとする。
 - 3 前項により受託候補者とならなかった者は、通知の日の翌日から起算して 5 日(行政機関の休日に関する法律(昭和 63 年第 91 号)第 1 条に規定する行政機関の休日を含まない。)以内に、書面により、その理由について説明を求めることができる。
 - 4 受託候補者とならなかった理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる期限の最終日の翌日から起算して 7 日以内に、書面により回答しなければならない。

(審査結果の公表)

- 第 12 条 市長は、前条による審査結果について、速やかに志摩市ホームページにて公表するものとする。

(随意契約の締結)

- 第 13 条 第 11 条第 1 項により決定された契約交渉相手方に対し、本業務の仕様等について協議し、志摩市契約規則に基づき随意契約を締結するものとする。
- 2 第 11 条第 1 項により決定された契約交渉相手方について、辞退、失格その他の理由により本業務の随意契約を締結することができなくなったときは、次点者に対し、本業務の仕様等について協議し、随意契約を締結するものとする。ただし、次点者が審査要綱に定める得点要件を満たさない場合を除く。

(留意事項)

- 第 14 条 本業務のプロポーザル実施にあたっては、次の事項に留意する。
- (1) 参加申込、提出書類の作成及び提出、ヒアリング等への参加等に関する一切の費用は提案者の負担とする。
 - (2) 本業務のプロポーザル実施にあたり、不正行為を行った者又は提出を求められた諸様式に虚偽の記載を行った者は、指名停止措置要綱に基づき、指名停止を行う場合がある。

- (3) 提出期限以降の参加申込書、技術提案書及び諸様式（以下「提出書類」という。）の差し替え、引き換えは原則として認めない。ただし、提案書の内容を確認するため、追加資料を求めた場合はこの限りでない。
- (4) 提出書類については、返却しない。
- (5) 提出書類については、本業務の審査以外の目的には使用しない。
- (6) 提出書類については、非公表とする。

（その他）

第 15 条 本要領に定めのない事項については、選定委員会等において別途協議し決定するものとする。

附 則

この要領は、令和 7 年 1 月 1 7 日から施行する。